

**【CSR取組み項目チェックリスト】
2020年版**

会社名(グループ申請の場合、すべての企業名を記載):	会社住所(グループ申請の場合、窓口企業のみ記載):	地区協:	(CSRセンターからのコメント)	<審査員による「判定」欄の着色に関する凡例> 黄色=非申請事項を評価した場合 黄緑=お手本になる、注目すべき取組み 赤=不可とした事項 ピンク=問合わせた事項、疑問点、注意点
担当者(グループ申請の場合、窓口企業の担当者を記載):	担当者アドレス(グループ申請の場合、窓口企業の担当アドレスを記載):	社員数(グループ申請の場合、窓口企業のみ):		

【申請企業記入欄 記入時の注意事項】

- * 申請企業は、水色のセルにのみご記入ください。
- * 黄色の項目は、ワンスター更新およびツースター、スリースターの企業のみご記入ください。ワンスター新規企業は記入する必要はありません。
- * 右肩に赤いマークがあるセルにカーソルを合わせるとコメントが表示されます。
- * 薄黄色の「有効性評価項目」は、2020年度改訂で新設・変更された項目です。
- * 【その他注目すべき取組み】で申請する場合、「有効性評価項目」の欄に取組み名を記してください。欄を増やす場合、【その他…】の最初の欄(1.8.1や2.12.1など)を行ごとコピーし、「コピーしたセルの挿入」で増やしてください。
- * 記入時には、「注意事項」もご覧ください。

CSR項目	有効性評価項目	申請企業記入欄				取組みポイント数	ポイント自動集計されます	注意事項	1スターの認定条件			審査機関使用欄	
		<1e更新、2e・3eのみ> 前回認められた項目に○	<全申請企業> 今回申請した項目に○	<1e更新、2e・3eのみ> (1) 前回認められたが、今回申請していない項目がある場合、取組みをやめた理由 (2) 今回新規の取組みを申請した場合、取組みを始めた理由を(1)(2)の番号を振って記載して下さい。	<全申請企業> 今回提出した資料名				必須条件	条件	合格ライン	判定 ○ ×	ポイントは自動集計されず
1 コンプライアンス (必要ポイント数 3)	(1.1) 法令遵守					1	0		必須	3P以上	0		
	(1.2) 納税している(税金の未納がない)。					1							
	(1.3) 過去3年以内に法規制などにより行政処分を受けた実績がない。					1							
	(1.4) 2次利用を含め自社の知的財産権などの権利を守る取組みをしている。					1							
	(1.5) 2次利用を含め他事業体の知的財産権などの権利を侵害しない取組みをしている。					1							
	(1.6) 法務に関する窓口がある。					1							
	(1.7) セクハラ・パワハラなどハラスメントを生まない環境づくりに取り組んでいる。					1		法定(改正均等法=セクハラ相談体制等、パワハラ防止法=大企業20年、中小22年)以上の取り組みが必要 1. 全印工運特別ライセンスプログラムは現段階では対象としない。 2. 障害者を法定雇用率に従って雇用している。なお、雇用義務がないのに障害者を雇用していたり、法定雇用率を大きく超える場合は、5雇用・労働安全で評価。					
	(1.8) 【その他注目すべき取組み】	1.8.1				1							
	1.8.2				1								
2 環境 (必要ポイント数 4)	(2.1) GP認定を取得している。					4	0		任意	4P以上	0		
	(2.2) GP認定以外の印刷業向けの認証や認定を取得している。					1		FSCなど(GPと基準が異なる)					
	(2.3) 環境推進工場登録を取得している。					2		環境推進工場=啓発ポスター、空調の温度指定が必須などGPと異なる(ISOとも異なる)。					
	(2.4) ISO14001を取得している。					2							
	(2.5) ISO14001以外の環境関連の認証や認定(エコアクション21等)を取得している。					1		エコアクション21要求事項=MS、CO2・廃棄物・排水量・資源/化学物質使用量、報告書					
	(2.6) GPを取得しているか否かにかかわらず、環境配慮製品の製造または販売を推進している。					1		GPの要求事項であるが、「GP取得」でも申請OK					
	(2.7) 環境関連の表彰を受けたことがある。					1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。					
	(2.8) 環境報告書を出している。					1							
	(2.9) 地域の環境活動に参加している。					1							
	(2.10) CFP、カーボンフットプリントなどに取り組んでいる。					1							
	(2.11) プラスチックごみの削減に取り組んでいる					1		分別リサイクルでは不十分。減らす工夫をしていることが必要。					
(2.12) 【その他注目すべき取組み】	2.12.1					1	1. ISO14001「4.2環境方針」で「一般入手可能」が求められているが、ISO認証取得でもOK、GP「事業者の取組み」でも「方針」や取組みの公開が求められているがGP取得でもOK。 2. ゴミ分別処理は環境CSRの一環であるが、全印工運としては「分別は当然」と捉え、地域自治体の制度を超える取組みをしている場合にのみポイント認定する。 3. エコ用紙使用のデータがあるなど管理している姿勢は○。エビデンスの余白に管理している旨を記載する。 4. 測定義務がないのに職場測定をしている場合、労安で評価するが、大気汚染防止法・水質汚濁防止法に法っている場合(排出口で測定など)、環境で評価可。 5. 職場の節電(昼休みの消灯など)、裏紙使用、クール/ウォームビス推進(両方で2ポイントとはならない)、啓発掲示なども可。						
	2.12.2					1							
	2.12.3					1							
	2.12.4					1							

3	情報セキュリティ (必要ポイント数 4)	(3.1)	Pマーク、ISMS、JPPS、PISMのいずれかの認証を取得している。					4	0	これらのうち2つ以上取得しており、3.2の申請がない場合に限り、プラス1ポイントで評価する。その場合、3.2に、3.1の取組みを1つ記載すること。	任意	4 P 以上	0	
		(3.2)	(3.1)以外の情報セキュリティ関連の認証を取得している。					1						
		(3.3)	個人情報保護に関する認証を取っているか否かにかかわらず、顧客(個人)情報管理が厳重に行われている。					1						
		(3.4)	3.1および3.2の認証を取得しているか否かにかかわらず、厳重な文書管理をしている。					1						
		(3.5)	コンピュータネットワークの管理をしっかりと行っている。					1						
		(3.6)	データをクラウドサービスなどを利用し社外にバックアップしている。					1						
		(3.7)	情報セキュリティに関する窓口がある。					1						
		(3.8)	守秘義務規程、機密保持規程がある。					1						
		(3.9)	個人情報保護に関する認証を取得しているか否かにかかわらず、個人情報保護規程がある。					1						
		(3.10)	顧客情報の流出や個人・法人への誹謗中傷等を防止するSNS対策に取り組んでいる。					1						
		(3.11)	【その他注目すべき取組み】	3.11.1										
3.11.2							1							
4	品質 (必要ポイント数 3)	(4.1)	関連の認証や認定を取得している(ISO9001、Japan Color認証、Kaleido認証など)。					3	0	ISO9001を取得しており、かつ、Japan Color認証もしくはKaleido認証を取得している場合、Japan Color認証もしくはKaleido認証は、(4.7)で申請すること。 同じ商品で障害者とのダブルOK 子どもの安全性も含む。 同じ商品で高齢者とのダブルOK -ISO9001とのダブルOK(システムと有効性の違い) -ボトムアップのQCサークル活動を積極展開している場合、「その他」でも評価(明示するエビデンスが必要)。 前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。 1. MUD教育研修を会社負担で受験させているはOK 2. ULインキは客など社外の人のためなら品質、社員のためなら労安。 3. 品質のため社員に外部の検定や研修を受けさせている場合は、こちらで評価(会社負担の必要あり) 4. ISO9001を取得しており、かつ、Japan Color認証もしくはKaleido認証を取得している場合、Japan Color認証もしくはKaleido認証は、(4.7)で申請すること。 5. クラウドサービスなどを使ったデータの社外バックアップを、BCPの一環で行っている場合、こちらで申請可能。セキュリティを重んじている場合、3.6で申請。いずれかしか認められない。	任意	3 P 以上	0	
		(4.2)	高齢者対応の製品・サービスを行っている。					1						
		(4.3)	健康や安全に配慮した製品・サービスを行っている。					1						
		(4.4)	障害者対応の製品・サービスを行っている。					1						
		(4.5)	外国人に配慮した製品・サービスを行っている。					1						
		(4.6)	QC、TQC活動を行っている。					1						
		(4.7)	品質関連表彰を受けたことがある。					1						
		(4.8)	【その他注目すべき取組み】	4.8.1										
4.8.2							1							

5	雇用・労働安全 (必要ポイント数 8)	(5.1)	定期健康診断を実施している。					1	0	全 C S R 項 目 で 必 要 ポ イ ン ト 以 上 を 取 得 す る こ と 任 意	必 須	8 P 以 上	0	
		(5.2)	育児・介護休業法が求める「介護支援制度」を就業規則等に定めている。					1						
		(5.3)	育児・介護休業法が求める「出産育児支援制度」を就業規則等に定めている。					1						
		(5.4)	関連の認証や認定を取得している。					1						
		(5.5)	雇用や労働安全に関する表彰を受けたことがある。					1						前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。
		(5.6)	20年存立					1						
		(5.7)	人事評価制度を文書化している。					1						
		(5.8)	法定を超える介護支援制度がある。					1						規程をエビデンスとする場合、 どこが法定を超える部分かマーカ ーする。
		(5.9)	法定を超える出産育児支援制度がある。					1						就業規則は、法的義務であり、労基法89条でひな形にある事項は、就業規則への記載が求められているため、ひな形を起こしただけのものは不可となるので要注意。
		(5.10)	65歳以上の高齢者を従業員の15%以上雇用している。もしくは、12%以上15%未満の場合、何らかの優遇措置を取っている。					1						65歳以上を雇用していることがポイントとなる。65歳以上の雇用人数がわかるデータや、優遇措置の内容が分かる規程などをエビデンスとして提出。
		(5.11)	雇用義務がないにもかかわらず、もしくは、義務があっても法定雇用率を超えて、障害者を雇用している。					1						
		(5.12)	全印工連の定義に基づくダイバーシティ経営を進めている。					1						取り組みを示す規程もしくはCSR報告書の記載など取り組み内容が明確にわかるもの
		(5.13)	役員を含む全管理職のうち、女性管理職が10%以上いる。					1						女性管理職の割合が分かる資料を提出。
		(5.14)	【100人以下の企業のみ】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取り組んでいる。					1						参考サイト http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/
		(5.15)	【100人以下の企業のみ】女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取り組んでいる。					1						参考サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000091025.html
		(5.16)	一般事業主行動計画の策定義務がなくワークライフバランスの取り組みをしている、もしくは、行動計画策定義務があるが行動計画以外の取り組みをしている。					1						
		(5.17)	健康相談窓口を設置している。					1						
		(5.18)	労務相談窓口を設置している。					1						
		(5.19)	窓口に専門職を置いている、もしくは 法定外 で外部専門家(社労士、産業医等)と契約している。					1						産業医は、50名以上の事業所では法的義務なので、この項目では申請できない。50人以上安全管理者、衛生管理者、10~49人安全衛生推進者か衛生推進者。労安法59条で義務付け
		(5.20)	雇用・労働安全に関する教育を行っている。					1						
		(5.21)	在宅ワーカーとの間で契約を結んでいる。					1						
		(5.22)	法定以外 の健康診断等を 会社負担 にて受診する機会を社員に提供している。					1						「法定外で実施している」なおかつ「勤務時間扱い」「受診費用の会社負担」である必要がある(100%でなくてよい)。実施記録でなく、規程でもよい。
		(5.23)	過去3年間労働災害が発生していない。					1						
		(5.24)	過去3年間、会社都合による退職がない。					1						
		(5.25)	就業規則等の規程類が定期的に見直されている。					1						
		(5.26)	法定を超えるメンタルヘルス対策をしている。					1						ストレスチェック は、50人以上法定、50人未満努力義務なので、50人未満はストレスチェックで申請できるが、50人以上でストレスチェックで申請する場合、法定以上の取り組みをしている必要がある。
		(5.27)	化学物質についての リスクマネジメント を実施している。					1						
		(5.28)	化学物質の リスクアセスメント を実施している。					1						リスクマネジメントの一環ではあるが、重要であるためアセスメントのみを切り出してここで評価。労安法28条の定め。
		(5.29)	【その他注目すべき取組み】	5.29.1										1
5.29.1							1							
5.29.2							1							

6	財務・業績 (必要ポイント数 3)	(6.1)	関連の認定・認証を取得している。					1	0	<p>前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。</p> <p>財務関連のコンサルティングや相談が含まれていることが必要。</p> <p>管理職には課長職も含まれる。課長職以上が把握していることを示すエビデンスが必要。</p> <p>1. 会計ソフトはOK。 2. コンサル会社での情報交換はOK。</p>	任意	3 P 以上	0	
		(6.2)	関連の表彰を受けたことがある。					1						
		(6.3)	3期連続黒字である。					1						
		(6.4)	出納担当者と帳簿作成担当者を分離している。					1						
		(6.5)	毎期予算を作成している。					1						
		(6.6)	発生主義月次決算をしている。					1						
		(6.7)	外部専門家(財務コンサルタント等)と、財務関連のコンサルティングや相談の契約をしている。					1						
		(6.8)	課長職以上の管理職が収支状況を把握している。					1						
		(6.9)	不祥事発生時取締役の再任不可規程がある。					1						
		(6.10)	受注販売管理システム(MIS等)を導入している。					1						
		(6.11)	SRI(社会的責任投資)を実施している。					1						
		(6.12)	【その他注目すべき取組み】	6.12.1										
6.12.2							1							
7	社会貢献・地域志向 (必要ポイント数 4)	(7.1)	関連の認証や認定を取得している。					1	0	<p>前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。</p> <p>寄付は毎年更新されていなければ可。更新されていなければ不可。</p> <p>寄付は毎年更新されていなければ可。更新されていなければ不可。</p> <p>中学生などの「職場体験」はインターンシップに含まない。その他注目すべき取組みで別途評価。 ロータリークラブでの活動の場合、社長だけが参加するのではなく、社員も巻き込んでいなければならない。</p>	任意	4 P 以上	0	
		(7.2)	関連の表彰を受けたことがある。					1						
		(7.3)	製品・サービスにおいて地域を意識している。					1						
		(7.4)	顧客・取引先を地域から選択					1						
		(7.5)	事業の中でまちづくりや地域の課題解決に取り組んでいる。					1						
		(7.6)	会社としてボランティア活動をしている。					1						
		(7.7)	地域に寄付をしている。					1						
		(7.8)	文化事業等を支援・推進している。					1						
		(7.9)	会社見学、工場見学を積極的に受け入れている。					1						
		(7.10)	インターンシップを受け入れている。					1						
		(7.11)	【その他注目すべき取組み】	7.11.1										
7.11.2							1							
8	情報開示・コミュニケーション (必要ポイント数 3)	(8.1)	関連の認定・認証を取得している。					1	0	<p>前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。</p> <p>調査票もしくは調査結果の集計資料、および、それに基づいて改善につなげたことがわかる会議資料</p> <p>調査票もしくは調査結果の集計資料、および、それに基づいて改善につなげたことがわかる会議資料</p> <p>Webでの公開の場合も、更新が確認できれば可。</p> <p>個人情報保護方針や情報セキュリティ方針をWEB公開している場合、こちらで評価する場合あり(3情報セキュリティで申請していない場合に限り)。公開が要求事項となっている認証を取得していてもOK。 なお、方針の策定と公開は別々に評価する。</p>	任意	3 P 以上	0	
		(8.2)	関連の表彰を受けたことがある。					1						
		(8.3)	顧客対応専門の窓口を設置している。					1						
		(8.4)	顧客対応専門の担当者を配置している。					1						
		(8.5)	ES(従業員満足度)調査を行い、改善につなげている。					1						
		(8.6)	CS(顧客満足度)調査を行い、改善につなげている。					1						
		(8.7)	外部委託先の評価をしている。					1						
		(8.8)	顧客対応教育・訓練を行っている。					1						
		(8.9)	情報開示を積極的に行っている。					1						
		(8.10)	定期的にCSR報告書を出している(取組状況を一般に開示)。					1						
		(8.11)	【その他注目すべき取組み】	8.11.1										
8.11.2							1							